

カラス除けボックス貸与事務手続要領

(目的)

第1条 この要領は、複数の世帯が共同で利用するごみの排出場所においてカラス等によるごみの散乱被害を防止するために、本市が申請者にカラス除けボックス（以下「ボックス」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者及び使用目的)

第2条 ボックスの貸与対象者は、ボックスの一時的な貸与がごみの排出処理に関する指導に効果的であると市が判断した場合において、概ね5世帯以上で利用するマンション等のごみ集積場所や持ち出し協力場所で、その場所を管理するマンション等の管理人や管理組合、持ち出し協力場所を管理する市民等を対象とする。使用目的は市内に所有、管理する敷地内のごみの排出場所においてカラス等によるごみの散乱被害を防止することに限る。

(貸与するボックスの種類)

第3条 貸与するボックスは、おおむね45リットルの指定ごみ袋を12袋程度収容できる容量を有するものであって、折りたたみ可能な構造を有するものとし、市が所有するボックス数の範囲内で貸与する。

(貸与の期間)

第4条 ボックス貸与期間は、原則として3か月以内とする。

2 前項の規定により貸与期間が満了した場合は、すみやかに市長にボックスを返却しなければならない。

(貸与の回数等)

第5条 ボックスの貸与は、原則として、ごみの排出場所1か所につき1個とし、当該排出場所については1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の申請者に対する貸与は1回限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合又は貸与可能なボックスに余裕がある場合は、この限りでない。

(貸与要件)

第6条 市長は、次条による申込みが次に掲げる事項に適合していると認めるときは、ボックスを貸与する。

- (1) ごみの排出場所を共同で利用する世帯が概ね5世帯以上であること
- (2) カラスによるごみの散乱被害があること
- (3) ボックスを設置した場合に、歩行者及び自動車等の通行の妨げとならないこと
- (4) 使用后、適切な保管場所に折りたたんで保管するなど、適正な維持管理が可能であること

(貸与の申込み)

第7条 ボックスの貸与を行う場合は、利用希望者から事前に電話などで申込みを受け、現

地確認を行い、前条の貸与要件に適合していると判断される場合に貸与するものとする。
貸与に際し、利用者からカラス除けボックス貸与申込書（様式第1号）の提出を受け、市長に対し申込むものとする。

2 ボックスを受領した申請者は市長に対し、カラス除けボックス貸与受領書兼誓約書（様式第2号）を提出するものとする。

（遵守事項）

第8条 ボックスの貸与に当たっては、次の各号に定める事項を遵守して使用するよう説明する。

- （1）ボックスの使用は、燃やすごみの排出時に限るものとする。
- （2）使用後は適切な保管場所に、折りたたんで保管すること。
- （3）歩行者や自動車などの通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- （4）ボックスを清潔に保ち、丁寧に扱うこと。
- （5）ボックスの目的外使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- （6）ボックスの使用に際して生じた事故及び損害等については、全て自己の責任において処理すること。
- （7）ボックスを故意または使用上の注意を怠り破損させた場合は、使用者に修理または弁償させることができるものとする。
- （8）貸与期間終了後は、速やかに市へ返還すること。
- （9）その他本市の指示に従うこと。

（費用等）

第9条 貸与は無料で行う。ただし、故意または使用上の注意を怠り、破損または亡失した場合は、直ちに、これを現状に復し、またはその損害を弁償しなければならないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

この事務要領は、令和8年5月1日から施行する。